

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症は集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるように願っています。子どもが、よくかかる下記の疾患名については、登園のめやすを参考に、医師の判断による意見書を保育園に提出お願いします。

なお、保育園での生活は集団生活に適応できるように、回復してから登園するようご配慮下さい。

※医療機関によっては、証明費用が発生する場合があります。

登園許可証(医師の意見書)

かすが保育園

いちご保育室 園長あて

組 氏名

下表の「✓」に該当する感染症について、症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので、 年 月 日より登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関

医師名

印またはサイン

・医師が記入した意見書が望ましい感染症

| ✓ | 疾患名 | 感染しやすい期間 | 登園のめやす |
|---|---------------------------------|--------------------------------------|--|
| | 麻疹(はしか) | 発症1日前から発しん出現後の4日後まで | 解熱後3日を経過してから |
| | インフルエンザ | 症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い) | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後幼児(乳幼児)にあつては、3日を経過するまで |
| | 新型コロナウイルス感染症 | 発症後5日間 | 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること |
| | 風しん | 発しん出現の前7日から後7日間くらい | 発しんが消失してから |
| | 水痘(水ぼうそう) | 発しん出現1～2日前から痂皮形成まで | すべての発しんが痂皮化してから |
| | 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) | 発症3日前から耳下腺腫脹後4日 | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで |
| | 咽頭結膜熱(プール熱) | 発熱、充血等症状が出現した数日間 | 主な症状が消え2日経過してから |
| | 流行性角結膜炎 | 充血、目やに等症状が出現した数日間 | 感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから |
| | 百日咳 | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで |
| | 腸管出血性大腸菌感染症 (O157,O26,O111等) | | 症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの |
| | 急性出血性結膜炎 | ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される | 医師により感染の恐れがないと認めるまで |
| | 結核 | | 医師により感染の恐れがないと認めるまで |
| | 髄膜炎菌性髄膜炎 | | 医師により感染の恐れがないと認めるまで |

※本様式は厚生労働省の「保育所感染症対策ガイドライン」に基づき、作成したものです